

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第一中学校
校長名 石代 俊則 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法に基づき、生徒に生きる力を育むことをめざし、以下の教育目標を定める。

「自立をめざして 求め、見つけ、鍛えよう 仲間とともに」

- | | |
|-------------|--------------|
| ○学ぶ意欲と学力の向上 | ◎人権尊重と集団力の向上 |
| ○健康増進と体力の向上 | ○社会貢献の精神の育成 |

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ①全教員が指導力の向上を図り、学習指導要領のねらいに沿って指導内容・形態を工夫・改善する。
- ②「何ができるようになるか」を明確にして、生徒一人ひとりが学ぶことに興味・関心をもち、主体的に取り組む授業を実践する。
- ③1人1台の学習用端末の効果的な活用を図り、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善を行うことにより、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を育成する。

イ 豊かな心の育成

- ①自己を、他者を、社会を、世界を見つめ、よりよい未来を創る力を育成するために、学びを人生や社会に活かすことのできる力を育む。
- ②全教育活動を通して自己の感情や行動を律する力、自らの思考を客観的に捉える力、他者と協働する力、リーダーシップやチームワーク、優しさや思いやり等を育む。
- ③道徳教育において、主体的に思いやりや協力の大切さを深めることを通して、豊かな人間性を育む。

ウ 健やかな体の育成

- ①家庭・地域と連携し、食育、健康教育、安全指導を充実させ、活力ある生徒を育てる。
- ②自他の健康や安全に配慮した行動を選択できる生徒を育てる。

○エ 不登校生徒への支援

- ①家庭や地域、関係機関等と連携し、不登校の未然防止と早期把握・早期対応の取組を徹底する。
- ②別室の整備や授業のオンライン配信、チャレンジクラスの設置など不登校生徒の学習環境を整える。
- ③登校支援コーディネーターや教育相談委員会を中心に不登校生徒の登校支援を組織的に行う。

オ いじめの防止等の取組

- ①家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- ②週1回の「いじめ対応のための時間」を活用し、生徒の不安や悩みを早期に発見しいじめ解消を図る。

カ 特別支援教育の充実

- ①人権教育の充実により、共生社会を生きる仲間として理解し合い、認め合い、尊重し合う心を育てる。
- ②生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するための相談活動を充実させ、個に応じた指導の充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第一中学校グループ(第八小・高倉小・大和田小)】

「社会的に自立した人」を育てるために、9年間で「自らすすんで学ぶ児童・生徒」「お互いのよさを認め合い他者を尊重する児童・生徒」「自ら体力を伸ばす児童・生徒」を育み、児童・生徒の情報の共有化と家庭学習や自学自習の定着化、あいさつの仕方、体力づくり等の共有化を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①思考力、判断力、表現力等の育成、学びを人生や社会に活かそうとする態度の育成をねらいとし、各教科で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- ②各教科において1人1台の学習用端末を活用したドリル型学習コンテンツを計画的に使用することを推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、教員のICT活用指導力の向上も図る。
- ③年度当初にシラバスを示し、単元指導計画・本時の目標・本時の流れを明確にした授業を行う。
- ④各種調査等の結果を分析し、学校及び学年、生徒一人ひとりの課題を明確にする。課題改善に向けて国語科及び数学科等を中心に、学校全体で組織的な改善点や取り組み方法を考え授業等で実践する。
- ⑤数学科では、確実な学習内容の習得のために習熟度別少人数指導を行い、基礎・基本の定着、探究的な学習の充実を図る。外国語科の少人数指導では、個に応じた実践的英語力を統合的・総合的に育成する。
- ⑥保健体育科では、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を基に、体づくり運動、持久力の向上、体育理論、保健学習を充実させ、個に応じた体力向上をめざす。また協働的な学習活動を充実させ、生涯にわたって自らすすんで運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成する。

イ 総合的な学習の時間

- ①一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、望ましい勤労観・職業観の育成と社会の一員としての対人関係の築き方を学び、主体的に自己に望ましい進路選択ができる力の育成をめざす。
- ②自己のよりよい生き方を考え、探究する活動を全学年で系統的に実施する。自己の資質・能力、興味・関心を踏まえ、働くことの大切さや喜びを体験するために職業調べ、職場体験、ボランティア体験、日本の伝統文化体験等の体験的学習を行う。
- ③地域環境教育として、日本遺産や八王子市の郷土学習を各教科等と横断的に関連付け、第1学年は「八王子の過去」、第2学年は「八王子の現在」、第3学年は「八王子の未来」について学ぶ。

ウ 特別活動

- ①学級活動に重点を置き、人間尊重の精神を培い思いやりのある人間関係を大切にする。生徒会活動や学校行事では、主体的・自発的な活動を充実し、学校生活の改善・向上を図り、愛校心を育む。
- ②全学級でhyper-QUを実施し、自己の役割と責任を自覚させ、集団への所属感・連帯感を培う。その結果を踏まえ、学級活動・生徒会活動・学校行事を通し発達段階に合った指導を行う。
- ③集団宿泊的行事を通して集団生活の在り方やよりよい人間関係の形成、公衆道徳について体験を充実させるために、生徒の実行委員会を中心とした自主的な活動を大切にする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア道徳教育全体計画及び別葉を基にした教育活動全体を通して、人権尊重の精神に基づき、互いの差異を認め合い、よりよい生き方について学ぶ。ルールやマナー、モラルなどの社会性を高め、それらを日常生活に踏まえるよう指導し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。

イ特別の教科 道徳では内容項目の「自主、自立、自由と責任」「生命の尊さ」「社会参画、公共の精神」を重点とする。道徳的価値の理解と自己の生き方について考えを深められる授業を行う。

ウ道徳授業地区公開講座では、授業公開及び意見交換会などを通し、学校における道徳科や家庭・地域における道徳教育のあり方について、相互理解を深める。

(3) キャリア教育

- ①小学校での取組を踏まえ、はちおうじっ子キャリア・パスポートを更に活用し、生き方について自己理解を深め個性の伸長を図る。
- ②自分を見つめ、将来を見通しながら、卒業後の進路を具体的に考え、未来の社会を築くものとして今後取り組むべき課題や責任について考える力を育成する。
- ③義務教育9年間を通して、社会的・職業的自立に向けて目的をもって学ぶ実践的態度を育成する。

(4) 特別支援教育

- ①校内委員会を中心に、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の相談活動を充実を図る。
- ②インクルーシブな教育をめざし、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を通し、互いを理解し、尊重し、協働して生活していく態度を育む。
- ③特別支援教室の指導の充実のため、連携型個別指導計画・学校生活支援シートを活用する。また、在籍学級担任、保護者及び巡回指導教員や巡回相談心理士、特別支援教育専門員と連携を深める。
- ④特別支援教育コーディネーターを中心に、各教員と関係機関等との連携を深める。また、都立八王子東特別支援学校との副籍交流を通して、共生社会を生きる仲間として互いに理解する心を育てる。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①生徒一人ひとりが自己指導力を身に付けるために、自己決定の場をできる限り多く提供する。その際、安全・安心な環境の下で、共感的な人間関係と自己有用感を実感できるように配慮する。
- ②生徒会活動等の自主的・自治的な活動を通し、思いやりのある豊かな人間関係を築く生徒を育てる。
- ③生徒会が設置する目安箱や保護者の学校評価アンケート等をもとに、生徒会活動と連携しながら、実態に合った生活のきまり（校則）の改善を図る。
- ④地域と連携した防災訓練、セーフティ教室等を通じて、災害から自他の心身を守る力を身に付けさせる。また生徒が性犯罪・性被害の加害者、被害者、傍観者にならないために「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を活用し、全校で各教科に関連付けた授業を展開する。
- ⑤健康教育として、がん教育を6月に第2学年、赤ちゃんふれあい事業を3月に第3学年が実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ①生徒の不安や悩みを早期に発見し解消するために、学校いじめ対策委員会で、生徒の実態把握及びいじめ対策を行う。また、週1回の「いじめ対応のための時間」を設け、いじめの未然防止、すべての生徒に相談できる大人を確保するための個人面談や電話連絡、情報共有のための会議や家庭訪問などを行う。
- ②学校のいじめ防止基本方針に則り、また、いじめ防止プログラムを参考に、いじめのない学校づくりを推進する。面談やアンケート（年5回）で生徒の実態を把握し、早期発見・早期対応に努めるとともに、年3回のいじめ防止研修を行う。さらに、SOSの出し方に関する教育を実践する。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①不登校傾向の生徒への働き掛けや保護者との連携を、登校支援コーディネーターや教育相談委員会、特別支援教育校内委員会を中心に組織的に行う。個票システムの活用、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を日常的に行う。
- ②通常の学級とチャレンジクラスの情報共有及び連携を深め、生徒一人ひとりに適した教育環境を築く。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマム）

- ①はちおうじっ子ミニマムの確実な習得に向け、補習教室を長期休業中に開催する。また、定着が不十分な生徒には、積極的に保護者と連携しながら個別に声をかけ参加を促す。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 9年間で育てたい児童・生徒像「自らすすんで学ぶ児童・生徒」「お互いのよさを認め合い他者を尊重する児童・生徒」「自ら体力を伸ばす児童・生徒」をめざし、児童・生徒の情報の共有化と家庭学習や自学自習の定着化、あいさつの仕方、体力づくり等の共有化を図る。また、児童・生徒同士の交流として、小学生への生徒会による学校説明会、本校教員による模擬授業の体験等を実施し、小学生が進学へのあこがれをもてるようにして、円滑な小中の接続を図る。
- (取組2) 教科ごとの「学力定着プロジェクトチーム」を核として、学習の連続性を図るとともに、小学校での放課後補習・夏季学習教室などで、中学生が学習のサポートを行う取組を実施する。
- (取組3) 年3回の小・中学校での共同研修（相互の授業参観と協議）を通し、はちおうじっ子サミット、学力向上、特別支援教育、ICT教育等の現状と課題の共通理解を図り、系統的指導を行う。
- (取組4) 青少年対策第一地区委員会主催の地域清掃活動等の合同行事を通して、地域の子どもは地域で育てる意識を醸成する。

イ その他

- ①ICTの効果的な使用方法を高めるために、情報活用能力系統表を活用する。また、メディアリテラシー教育について、主体的に情報の真偽や信頼性を確かめながら、自他を偽の情報から守ることができる力を高める。
- ②地域防災訓練など青少年地区委員会等地域が主催する行事に学校行事として参加する。活動終了後にはフィードバックを行い一人ひとりの取り組みについて努力や成果を評価する。
- ③部活動ロードマップに従い令和9年度の再編完成に向けて計画的に実施する。